

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第6号

平成28年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年3月18日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 巖 和 雄

1. 期 日 平成28年3月25日（金）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター  
管理棟2階大会議室
3. 付議事件
  - (1) 佐倉市、酒々井町清掃組合行政不服審査法施行条例の制定について
  - (2) 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - (3) 佐倉市、酒々井町清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
  - (4) 佐倉市、酒々井町清掃組合職員の退職管理に関する条例の制定について
  - (5) 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (6) 平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第3号）

○平成28年3月25日

○現在議員5名で次のとおり

1番	須	藤	伸	次
2番	佐	藤	修	二
3番	櫻	井	道	明
4番	清	宮		誠
5番	岡	村	芳	樹

平成28年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成28年3月25日（金曜日）午後1時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号から議案第6号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会

2. 開議の宣告

3. 諸般の報告

4. 会議録署名議員の指名

5. 会期の決定

6. 議案の上程

議案第1号から議案第6号まで

7. 提案理由の説明

議案第1号から議案第6号まで

8. 議案第1号から議案第6号まで、質疑、討論、採決

9. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	岡	村	芳	樹
副議長	佐	藤	修	二
1番	須	藤	伸	次
3番	櫻	井	道	明
4番	清	宮		誠

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	蕨		和	雄
副管理者	小	坂	泰	久

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤		實
次長	菅	沼	健	司
施設管理課長	齋	藤	雅	文
会計管理者	小	林	雅	美

---

○構成市町出席職員

佐倉市 環境部部長	渡	辺	尚	明
佐倉市 環境部廃棄物 対策課課長	高	橋		博
酒々井町 経済環境課長	芝	野	芳	弘

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 課長補佐 (庶務係長)	坂	上	雅	敏
-----------------------	---	---	---	---

---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	中	村	宏	之
---------------	---	---	---	---

課与長	櫻	井	江里佳
課査	秋	葉	瞳
務給			
務主			
総人係			
総副			

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時32分)

○議長（岡村芳樹） ただいまの出席議員は5人であります。

したがって、平成28年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期臨時会において、清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままで、お願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（岡村芳樹） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、行政報告について、事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。お許しをいただきまして、当組合のごみ焼却施設延命化事業の進捗につきまして報告いたします。

佐倉市、酒々井町清掃組合では、国の循環型社会形成推進交付金対象として、焼却施設の延命化事業を進めております。平成28年2月の組合定例議会におきまして、平成28年度から平成30年度の工事による基幹的設備改良事業費について、平成28年度当初予算として3ヶ年継続費により47億5,114万4,000円の予算の議決をいただきました。ごみ焼却施設延命化事業は、国の交付金を活用し施設整備を進めるために、佐倉・酒々井地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、平成26年9月12日付けにて国へ提出し承認をいただいておりますが、計画支援各事業の契約に伴い事業費が減額となったこと、基本設計業務により工事対象とする焼却炉の変更及び施設整備費の減額を行いまして、平成28年3月17日付けにて地域計画の変更報告を提出いたしました。

それでは、地域計画の変更内容についてご説明いたします。別紙資料の地域計画の変更内容をごらんください。

当初地域計画では、ごみ焼却施設整備について基幹改良工事を行う施設は、焼却処理施設A・B・C・D系焼却炉の内、A系焼却炉60トン、C系焼却炉100トン、D系焼却炉100トンの3炉としていましたが、ごみ焼却施設基本設計等作成業務を行う中で、同時期に建設した同じ処理能力のB系焼却炉の基幹改良工事を行う方が機器の配置上効率よく工事を進められることが判明し、施工面及びコスト面から工事を行う焼却炉の変更を行いました。また、ごみ焼却施設整備については、当初の地域計画では49億3,981万2,000円で提出しておりましたが、ごみ焼却施設基本設計等作成業務を行う中で、ごみ焼却施設整備費の検討を行い、事業費を減額し47億5,114万4,000円に変更いたしま

した。

長寿命化総合計画策定事業及び基本設計等作成事業については、当初の地域計画では、長寿命化総合計画策定事業864万円、基本設計等作成事業が464万4,000円となっておりましたが、一般競争入札による業務委託契約を締結した結果、長寿命化総合計画策定事業は561万6,000円、基本設計等作成事業は268万9,000円に減額となり、併せて地域計画の変更をいたしました。

今後の予定といたしましては、平成28年度当初には国からの基本的設備改良工事の交付金内示を受け、交付申請を行う予定となっております。その後、平成28年5月から工事に係る契約事務を進めまして、7月には入札を執行し工事請負契約の議決をいただき、本契約を締結いたしたいと思います。工事の工程につきましては、平成28年度はD系焼却炉を主な整備対象とし、平成29年2月の全炉停止整備時に共通系の電気設備、計装制御設備、灰出し設備の更新を想定いたしております。

平成29年度は機器の整備範囲の広いC系焼却炉、最終年の平成30年度はB系焼却炉を整備し、平成31年1月には引渡性能試験を行いまして工事竣工となる工程を想定いたしております。

以上で行政報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（岡村芳樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、櫻井道明議員、清宮誠議員の両名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（岡村芳樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎議案の上程

○議長（岡村芳樹） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

---

◎議案第1号～議案第6号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（岡村芳樹） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（蕨 和雄） 管理者であります佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会3月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます次第でございます。ただいまから、本日提案をいたします議案6件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号につきましては、平成26年6月に新しい行政不服審査法が公布されたことに伴う行政不服審査法施行条例の制定及び関係条例の整備に関する条例の制定であります。

議案第1号の制定内容でございますが、行政不服審査会を設置するとともに、交付手数料など条例で定める必要なことについて条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第2号につきましては、情報公開審査会等について改正するほか、文言の整理を行うため関連する3条例を一括して改正いたそうとするものでございます。

議案第3号は、情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定についてであります。制定内容でございますが、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定された情報公開審査会及び個人情報保護審査会を同一の審査会に集約するため、条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第4号及び議案第5号につきましては、地方公務員法の改正に伴う退職管理に関する条例制定及び給与に関する条例の改正であります。

議案第4号の制定内容でございますが、働きかけの規制及び再就職情報の届出の義務付けについて退職管理の円滑な実施を図るため、条例を制定いたそうとするものでございます。

議案第5号につきましては、等級別基準職務表を整備するとともに、千葉県人事委員会勧告に準拠し給与制度を見直しするものとし、一般職職員の給与に関する条例を改正いたそうとするものでございます。

議案第6号は、平成27年度清掃組合一般会計補正予算第3号であります。今回の補正額は81万2,000円の追加補正でありまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億6,873万6,000円にいたそうとするものでございます。歳入につきましては、ごみ搬入量の増加に伴う手数料の増額、歳出につきましては、一般職職員の給与に関する条例の改正に伴う職員手当等の増額でございます。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（岡村芳樹） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（佐藤 實） 事務局長の佐藤實でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。



議案第1号、佐倉市、酒々井町清掃組合行政不服審査法施行条例の制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに改正条例を添付してございます。改正内容でございますが、平成26年6月13日に新しい行政不服審査法が公布され、審理員審理の導入、行政庁の判断の妥当性についての第三者機関によるチェックが位置づけられたほか、審理手続における書類等の写しの交付に係る手数料について、条例で定めることとしています。そのことから、委員3名による審査会の設置並びに交付に係る手数料及び手数料減免等を定めた条例を制定いたそうとするものでございます。以上で議案第1号の説明とさせていただきます。

議案第2号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第2号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに制定条例を添付してございます。この条例は、行政不服審査法の改正等に伴い清掃組合の関連する3条例を一括して改正いたそうとするものでございます。改正内容でございますが、情報公開条例及び個人情報保護条例につきましては、審査会に関連する条項を削除するとともに、文言等の整理をいたそうとするものでございます。また、職員の給与に関する条例につきましても文言等の整理をいたそうとするものでございます。以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

議案第3号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第3号、佐倉市、酒々井町清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合情報公開及び個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに制定条例を添付してございます。制定内容でございますが、情報公開審査会及び個人情報保護審査会は各々の条例に基づき設置されておりましたが、情報公開を推進することと情報を保護することは表裏一体であることから、情報公開と個人情報保護の案件を同時に審査できるように、審査会を集約いたそうとするものでございます。以上で議案第3号の説明とさせていただきます。

議案第4号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第4号、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の退職管理に関する条例の制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに制定条例を添付してございます。制定内容でございますが、地方公務員法の改正に伴い、同法で規定された退職管理をさらに徹底するため、条例において営利企業等への再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長・課長職相当職に就いていた者は当該職に

就いていた時に在職していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように又はしないように要求し又は依頼してはならないことを定めようとするものでございます。また、管理又は監督の地位にある職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、再就職情報を届け出なければならないことを定めようとするものでございます。以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

議案第5号をお願いいたします。読み上げさせていただきます。

議案第5号、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

次ページに制定条例を添付してございます。制定内容でございますが、地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を整備するとともに、千葉県人事委員会勧告に準拠し給与制度を見直すものとし、一般職職員の給与に関する条例を一括して改正いたそうとするものでございます。給与制度の見直しの内容は、平成27年度から一般職職員の給料表を平均0.3%引き上げ、一般職職員の勤勉手当を0.1月分引き上げたそうとするものでございます。次に平成28年度から、管理職手当が支給される職員が災害への対応など臨時又は緊急の必要により、平日深夜に勤務した場合に管理職特別勤務手当を支給いたそうとするものでございます。また、自動車等の交通用具使用者の通勤手当を減額いたそうとするものでございます。当清掃組合の給与条例は、構成市町である佐倉市に準拠しており、平成28年2月佐倉市議会にて給与条例の改正が議決されていることから、清掃組合においても同様に改正いたそうとするものでございます。以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号をお願いいたします。平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第3号でございます。1ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,873万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年3月25日提出、佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でござい

ます。2款使用料及び手数料、81万2,000円の増額をいたそうとするものでございます。歳入合計、既定額13億6,792万4,000円に、補正額81万2,000円を増額いたしまして、歳入合計を13億6,873万6,000円にいたそうとするものでございます。

3ページをごらんください。歳出でございます。2款総務費、81万2,000円の増額をいたそうとするものでございます。歳出合計、既定額13億6,792万4,000円に、補正額81万2,000円を増額いたしまして、歳出合計を13億6,873万6,000円にいたそうとするものでございます。

5ページ以降は平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算事項別明細書でございます。細部につきましては8ページからご説明させていただきます。

8ページをごらんください。2、歳入でございます。補正項目をご説明させていただきます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料につきましては、ごみの搬入について約23トンの増加が見込まれることから81万2,000円を増額するものでございます。酒々井リサイクル文化センター付近にある商業施設が増加したことによるごみ量の増加でございます。

10ページをごらんください。3、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。表の右側、説明欄の上段をごらんください。経常予算は81万2,000円の増額補正でございます。3節職員手当等につきましては81万2,000円の増額でございます。内容につきましては、給与条例の改定に伴う増額補正でございます。

12ページから27ページまでは、給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡村芳樹） これより議案第1号から議案第6号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

それでは、議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡村芳樹） 質疑はなしと認めます。

これより、議案第5号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡村芳樹) 質疑はなしと認めます。

これより、議案第6号について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡村芳樹) 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第1号から議案第6号に対する討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡村芳樹) 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(岡村芳樹) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(岡村芳樹) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(岡村芳樹) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(岡村芳樹) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(岡村芳樹) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（岡村芳樹） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（岡村芳樹） 以上をもちまして、平成28年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時58分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 岡 村 芳 樹

署名議員 櫻 井 道 明

署名議員 清 宮 誠